高松市屋外広告物チェックリスト

（表）

|  |  |
| --- | --- |
| 書類提出日 | 　　　　　年　　　月　　　日（　　） |
| 表示・設置場所 | 高松市 |
| 連絡先 | □申請者　　□管理者　　□工事施工者　　□その他（　　　　　　　　　） |
| 住所 | 〒 |
| 氏名 |  |
| 担当者 |  |
| 電話 |  |

**Ⅰ　表示・設置場所に関する条件**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 用途地域 | 住居系 | □第一種低層住居専用地域　　□第二種低層住居専用地域　□第一種中高層住居専用地域　□第二種中高層住居専用地域□第一種住居地域　□第二種住居地域　□準住居地域 |
| 商業・工業系 | □近隣商業地域　□商業地域　□準工業地域　□工業地域　□工業専用地域 |
| 未指定 | □用途白地地域　□都市計画区域外 |
| 景観形成重点地区 | □栗林公園周辺　□仏生山歴史街道　□都市軸沿道（□（Ａ、Ｂ）□（Ｃ）)□屋島　　□讃岐国分寺跡周辺 |
| その他 | □風致地区や文化財保護法等の適用を受ける禁止地域内□４車線以上の道路が交差する交差点から３０ｍの範囲内（商業地域は除く。）□史跡・天然記念物「屋島」の区域内（相引川を境に屋島側）□高松自動車国道（高速道路）の路端から１００ｍ以内□高松自動車国道（高速道路）のインターチェンジから３０ｍ以内 |

**※用途地域については、高松市ホームページ（もっと高松）内の『たかまっぷ』で確認することができます。(http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/takamap/index.html)**

**Ⅱ　屋外広告物の規格に関する条件**

|  |  |
| --- | --- |
| 広告種別 | □自家用広告物　　□一般広告物（　□案内用　　□その他　） |
| 広告種類 | □広告板　□屋上広告　□壁面広告　□突出し広告　□その他（　　　　　） |
| 照明装置 | □　無　　□　有　（　□内照式　　□外照式　） |
| 電光可変表示装置 | □　無　　□　有 |
| 色彩 | 色彩基準に適合している。（彩度８を超える色彩は表示面積の１／２以下。）□はい　□いいえ　□色彩基準なし |
| その他□自家用広告物（右欄記入不要） | 他の一般広告物と５ｍ以上離れている。□はい　□いいえ　信号機を有する交差点から３０ｍ以上離れている。□はい　□いいえ（□案内用広告物適合　□商業地域内　□下端１５ｍ以上) |

**Ⅲ　許可申請書の提出に必要な書類**

（裏）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 必　　要　　な　　書　　類 | 提出部数 | チェック欄 |
| □屋外広告物許可申請書（様式第１号）□屋外広告物変更許可申請書（様式第３号） | ２部 | □有　□不要 |
| □屋外広告物チェックリスト | １部 | □有　□不要 |
| □表示・設置する位置を明らかにした図（位置図）（配置図） | ２部 | □有　□不要 |
| □付近の状況又は点検時の状況を示すカラー写真（一般広告物の場合は、相互間距離が確認できるよう遠景の写真も必要） | ２部 | □有　□不要 |
| □形状、面積、寸法、色彩、意匠（マンセル値の記載要）、素材、位置、構造、照明装置等を明らかにした仕様書及び図面 | ２部 | □有　□不要 |
| □屋外広告物安全点検報告書 | ２部 | □有　□不要 |
| □屋外広告物自己点検報告書（上記安全点検報告書の提出がある場合提出不要） | ２部 | □有　□不要 |
| □点検者資格証明書（点検者資格が必要な場合） | ２部 | □有　□不要 |
| □管理者資格証明書（管理者資格が必要な場合） | ２部 | □有　□不要 |
| □土地等所有者の承諾書（一般広告物の場合） | ２部 | □有　□不要 |

※　１　提出いただいた書類は、許可証を交付する際に１部返却いたします。

　　２　屋外広告物安全点検報告書は平成30年10月1日以降の申請分から必要となりました。

**Ⅳ　許可申請書の提出に係る注意事項**

|  |
| --- |
| １　許可申請に係る手数料については、適合審査（審査期間：約２週間）後に納付書を送付しますので、最寄りの高松市指定金融機関等で納めてください。納付書送付先　：□許可申請者　　□管理者　　□工事施工者　　□その他（　　　　　）許可書送付先　：□許可申請者　　□管理者　　□工事施工者　　□その他（　　　　　）更新案内送付先：□許可申請者　　□管理者　　□工事施工者　　□その他（　　　　　）２　納付書、許可申請書（副本）については、郵送で送付しますが、返信用の封筒等は必要ありません。（速達を希望される場合は、速達料金を貼り付けた返信用封筒をご用意ください。）３　許可を受ける前に、屋外広告物を表示（設置）又は改造を行った場合は、条例違反として是正指導の対象となります。（違反者として氏名等の公表を受けることがあります。） |

|  |
| --- |
| 高　松　市　確　認　欄（記入しないでください。） |
| 地域区分 | □第１種禁止地域　□第２種禁止地域□第１種許可地域　□第２種許可地域　□第３種許可地域　□第４種許可地域　□第５種許可地域 |
| 高さ | □適　合　　□基準なし　　□既存不適 |
| 広告表示面積 | □適　合　　□基準なし　　□既存不適 |
| 相互間距離 | □適　合　　□適用除外　　□既存不適 |
| 色彩基準 | □適　合　　□適用除外　　□既存不適　（□目視　　□計算表）彩度： |
| その他の基準 | □適　合　　□適用除外　　□既存不適　（□交差点　□案内用　□高速） |

**◆問い合わせ・提出（郵送可）先◆**

〒７６０－８５７１　高松市番町一丁目８番１５号

高松市　都市整備局　都市計画課　景観係　TEL：087-839-2455　　　FAX：087-839-2452